

令和6年度 第1回 目黒区居住支援協議会 議事要旨

名 称	令和6年度 第1回 目黒区居住支援協議会
日 時	令和6年8月6日(火) 午後5時00分～午後6時30分
場 所	目黒区総合庁舎2階 大会議室
出 席 者	(委 員) 石渡和実会長、中島明子副会長、北本佳子委員、山本美香委員 長崎隆委員、城市恵子委員、松原辰昭委員、久保田聡委員、 鈴木史高委員、手塚康弘委員 (欠席：諏訪尊委員) (区委員) 保坂健康福祉部長、照井都市整備部長、 大塚健康福祉計画課長、橋川福祉総合課長、相藤高齢福祉課長、 山内障害者支援課長、中野生活福祉課長、佐藤(公)子育て支援課長、 中尾子ども家庭支援センター所長、濱下都市計画課長、 高橋(広)都市整備課長、鵜沼住宅課長
次 第	1 開会 2 委嘱状交付 3 会長選任 4 副会長選任 5 令和5年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績 6 令和5年度 住宅課における居住支援実績 7 管理会社とオーナー向けの福祉のコンシェルジュ周知用チラシ(案) 8 令和6年度 目黒区居住支援セミナーの予定 9 各委員からの情報提供 10 その他 11 閉会
配付資料	・次第 ・資料1 令和5年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績 ・資料2 令和5年度 住宅課における居住支援実績 ・資料3 管理会社とオーナー向けの福祉のコンシェルジュ周知用チラシ(案) ・資料4 令和6年度 目黒区居住支援セミナーの予定 ・参考資料1 目黒区居住支援協議会設置要綱 ・参考資料2 目黒区居住支援協議会委員名簿 ・参考資料3 居住支援における住宅と福祉の効果的な連携施策に係る事例集 (念校・抜粋)
議事及び質疑応答	
(1) 令和5年度「福祉の総合相談窓口」における住まいの相談支援実績 事務局より、資料1に基づき説明。 質疑応答、意見等は下記のとおり。 ・1(3)「相談内容」について、精神疾患のある方からの相談もあると思うが、専門部署に繋いでいるのか。 ⇒ふくしのコンシェルジュの保健師や、精神保健福祉士をはじめ、保健所や保健センターとも連携し、対応している。	

- ・ 3 「相談支援後の居住状況」について、転居支援中の方への具体的な支援内容について伺う。  
⇒住まいの相談員が定期的に面接をするなどして、物件探しを支援している。
- ・ 1 (3) 「相談内容」について、精神障害者の方の支援をしている地域の団体等との連携はあるのか。  
⇒地域活動支援センターや、作業所を案内するなどの連携をしている。  
⇒地域活動支援センターや作業所の利用者が相談することもある。
- ・ 3 「相談支援後の居住状況」について、居住継続された方の相談内容について伺う。  
⇒住宅課が提供する家賃助成をはじめ、見守りなど各種サービスを活用することで居住継続が可能となることもある。ただし全ての居住継続が前向きな理由とは限らない。
- ・ 低所得者が退去を求められ、家賃が低廉、あるいは同額の物件がなかった場合にどういった支援があるのか。  
⇒家賃助成も期間に限りがあるので、公営住宅への転居を優先的に案内している。また、状況によっては生活保護等の福祉的な支援も並行して案内している。
- ・ 3 「相談支援後の居住状況」について、目黒区内での居住を希望する方が多いと思うが、転居数の中で区内転居の割合について伺う。  
⇒令和5年度は、転居した方のうち、約6割が区内転居である。
- ・ 公営住宅への転居は叶わないことも多く、また転居後に孤立する方も多い。子育て世代や高齢者が集い、活動できる場所が欲しい。  
⇒公営住宅や高齢者住宅は実際に当選している事例もあるので、応募する価値はある。  
⇒社会福祉協議会ではふれあいサロンや子育てサロンを支援しているが、相互に交流してはいない。また、コロナ禍を機に子育てサロンがなくなったという声もある。
- ・ 養護老人ホームの措置控えがあると聞いたが、目黒区内の養護老人ホームやケアハウスの空き部屋状況を教えてほしい。  
⇒緊急保護の際の受け皿という面もあるため、一定数の余裕をもった運営をしている施設もある。満員の施設もあるが、23区内等範囲を広げれば常に需要に対応することは可能である。

## (2) 令和5年度 住宅課における居住支援実績

住宅課長より、資料2に基づき説明。

質疑応答、意見等は下記のとおり。

- ・ 家賃相場と住民ニーズの物件の広さや耐震基準等のバランスは難しい。家賃助成の対象となる助成額及び助成要件について伺う。  
⇒情報提供事業を利用される区民の方には、ご自身でも不動産屋に出向き真剣に住宅を探していることを伝えるよう促している。また、家賃助成は、区内物件の諸条件と家賃相場を調査した上で、家賃の上限と所得制限を設けている。

高齢者の方は取り壊しや建て替えによる転居でも家賃が現在の低家賃を希望しておられるが、そうした物件は少ない。家賃助成の助成期間に、公営住宅や区営住宅への応募をしてはどうかと提案し、あわせて、宅建協会さんと情報交換を行い、その情報の提供も行っている。

## (3) 管理会社とオーナー向けの福祉のコンシェルジュ周知用チラシ (案)

事務局より、資料3に基づき説明。

- ・ 本来は福祉の観点が必要なチラシの内容と思われるが、オーナーの立場から滞納されている家賃を払ってほしい、ゴミ屋敷を片付けてほしいといった相談が想定されるが、どのように対応するのか。

⇒地域包括支援センターとも連携し、対象者とのつながりを深め、時間はかかるが介入の方法を探していく。チラシの内容に関しては100%解決できるという過大な期待を抱かせないように検討する。

⇒内容に関しては、「このような状況の方はいらっしゃいませんか」という記載の方がよいのではないか。

- ・事例ごとに問い合わせ先が異なるため、相談者が抱える事例をどこに相談すればよいか迷うのではないか。

⇒負担が集中し過ぎないように、敢えて問い合わせ先を分けている。しかしどこに連絡してもよいという文言を追加するなど工夫したい。

⇒「管理会社・オーナーの皆様へ」とあるが、課題対応は管理会社が行うことが多いため、管理会社向けのチラシとオーナー向けのチラシを別々に作るなどしてもよいのではないか。

#### (4) 令和6年度 目黒区居住支援セミナーの予定

事務局より、資料4に基づき説明。

- ・対象者をどのように設定していくか検討する。

#### (5) 各委員からの情報提供

- ・社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付制度で不動産担保型生活資金の貸付も行っているが、相談はあるものの貸付には至らないことが多い。原因としては、マンションを対象としていないこと、貸付までの期間が長いこと等が考えられる。

また、社協職員が出張相談等する際に、「目黒区居住支援のしおり」を配布することが多いが、とても役立っている。

- ・東京都が「居住支援における住宅と福祉の効果的な連携施策に係る事例集」を作成し、先進的な取り組みとして目黒区の居住支援協議会や福祉部局と住宅部局の連携について取り上げられている。

#### その他連絡事項

令和6年度第2回目黒区居住支援協議会開催：令和6年12月から令和7年1月頃（予定）

以 上